平成 22 年 6 月

平成 22 年度山村再生プラン募集要領

（株）アミタ持続可能経済研究所

平成 22 年度林野庁補助事業山村再生総合対策事業（山村再生プロジェクト）における「山村再生プラン」を下記の要領で募集します。

第 1　趣旨

山村には木材をはじめとして山菜、きのこ、山野草、薪炭、米・野菜、果樹などの産物や、森林、里山、棚田、河川・湖沼など生態系や風景・景観、寺社仏閣、祭礼、行事など有形無形の文化財、そしてそれらによって生かし生かされる地域社会と住民など、様々な魅力（資源）が存在しています。山村社会とは従来、このような周囲の資源を活用して生計を築いてきた社会でした。しかしながら、現在、山村の様々な資源は有効に活用されておらず、資源の劣化が進みつつある状態にあります。その背景には、地域社会における経済活動の停滞、人口流出による過疎高齢化の進展、社会的つながりの低下など、山村の社会経済機能の低下があると考えられます。

日本では古くから山村に人が住み、自然を利用しつつ暮らしを紡いできました。その中では、山村地域の資源を活かした諸活動は、伝統的な暮らしの一形態であるとともに、里山をはじめとした自然環境の保全の一端を担ってきました。そして今日では、山村地域での社会経済活動や環境保全活動は、地球温暖化対策や生物多様性保全など、現代社会が直面しているグローバルかつ重要な課題とも密接な関係をもつようになったといえます。

また、近年では、人々の生活様式や雇用形態の多様化に伴って、山村地域への移住や交流への関心が高まりつつあります。関心を持ち、移住や交流を実践されている方々の中には、退職後のリタイア世代だけではなく、働き盛りの世代も多く見られます。また、民間企業や NPO 法人など、山村地域の活性化に取り組む主体も増えてきました。

本事業では以上のような状況を踏まえ、**山村の資源を活用した事業（ビジネス）づくりを通じて、山村地域の活性化や、山村地域の未来を拓こうとする取組（「山村再生プラン」と呼びます）を広く公募・選定し、取組に必要となる経費の助成や各種支援を行います。**

第２　対象とする取組

対象とする取組（山村再生プラン）は、次の①～③のいずれかに該当するものです。

① 森林・地域資源を活用した新たな商品化・事業（ビジネス）化の取組

地方自治体や異業種等との協議会設置、販路拡大調査、消費者の普及啓発・関係づくり、地域資源情報等の収集、事業の試験運用、製品の製作、品質等把握試験、追加改良等

② 森林・山村体験活動等の事業（ビジネス）化の取組

事業化に向けた取組の実施に必要な協議会の設置、地元の合意形成、地元協力者の養成、モニターの実施、消費者の普及啓発・関係づくり、プログラムの改善等

③ その他

①及び②のほか、これらを組み合わせた複合的な取組、及び山村の活性化に資すると認められる取組

上記の①～③の取組の実施に要する経費について、下記ア～ウの区分で経費の助成を行います。

ア　計画（plan）

[助成内容例]

山村に存在する資源の発掘、地域情報の収集、都市部でのニーズ調査、山村資源を活用した商品プランづくり　等

イ　試行（do）

[助成内容例]

試作品の作成、ガイドブック等の作成、事業実施に必要な施設等の改修、プランの試行に要する実証的な活動や条件整備、モニターの実施　等

ウ　評価（check）

[助成内容例]

品質・性能評価、生産性等の事業運営評価などによるプランの改善　等

※経費の助成以外にも技術的助言・指導や現地研修の開催などの支援も実施します。
詳しくは 5～6 頁を参照下さい。

参考：過年度に採択された取組（抜粋）

森林･地域資源を活用した新たな商品化･事業（ビジネス）化の取組

「環境にやさしいガーデニング用枕木、木製配水管の開発事業」
下川町森林組合（北海道下川町）／平成20年度

Plan　Check

木炭生産の過程で生じる木酢液や煙を有効に活用し、防腐･防蟻性能を付与した「環境にやさしい枕木」の発想の下、試作品を製作。平成21年度より販売開始。

「駆除するだけではもったいない！　シカ肉の流通促進事業」
朽木猟友会（滋賀県高島市）／平成20年度

Plan

駆除して埋土処分されていたシカの肉をヘルシーな食材(ジビエ肉)として商品化。高級食材「朽木ゴールドもみじ」としてブランド化し、地元のホテル等への流通ルートを確立。

「徳島すぎ黒心材活用プロジェクト」
徳島すぎクラブNEXT（徳島県徳島市）／平成21年度

Plan　Do

黒心材は赤心材に比べ腐りにくいなどの事実が経験的に語られていたことから、県や大学と実験を行い、新たな殺蟻成分や「抗菌･殺菌作用」を明らかに。さらに、その特性に着目し、住宅用手摺りや便座を開発。

「FSC森林認証林による
カーボン･オフセットの家づくり推進事業」
諸塚村森林認証研究会（宮崎県諸塚村）／平成21年度

Plan

家づくりにおけるCO2排出量、森林への再造林によるCO2固定量のシミュレーション、森林づくりと家づくりがつながるオフセット算式のマニュアル化等を実施。「カーボン･オフセット住宅」として推進。

森林･山村体験活動等の事業（ビジネス）化の取組

「都市交流と協働の里山再生事業」
川場村（群馬県川場村）／平成20年度

Plan　Do

都市住民との協働のもと、整備計画エリア(105ha）を設定し、動植物の生態植生調査及び古道調査、新たな体験活動プログラムの開発と情報発信を実施。

「「森の町内会ー間伐に寄与した紙ー」を
通じた企業と森の間伐促進の新たな取り組み」
環境NPOオフィス町内会（東京都港区）／平成20年度

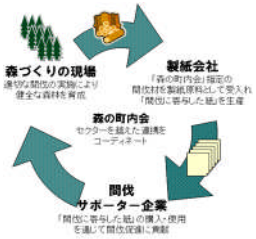

Do

企業が従来の紙代より10%程度割高となる「間伐に寄与した紙」を購入･使用することで、パートナーとなった山村(岩手県岩泉町)における間伐費用の一部を負担し、間伐を促進。

「「木の駅」プロジェクト」
特定非営利活動法人夕立山森林塾（岐阜県恵那市）／平成21年度

Plan　Do　Check

零細小規模林家による林地残材収集･出荷を支援する仕組みを確立。間伐を促進させるとともに、地域通貨券の発行･流通を通して商店、都市住民とも協働を実施。

「山村資源を活かす森のようちえん事業」
智頭町森のようちえん　まるたんぼう（鳥取県智頭町）／平成21年度

Plan　Do

「森のようちえん」の持続的な運営体制や手法の確立を目指すとともに、地域の眠れる資源（森へのアクセスポイントや廃園となった園舎、人材など）を子どもたちの”育ちの場”に活用。

注 1）過年度と本年度では募集する取組の区分が異なります。そのため、本年度の募集区分に従って再分類しています。

第３　事業の進め方のイメージ

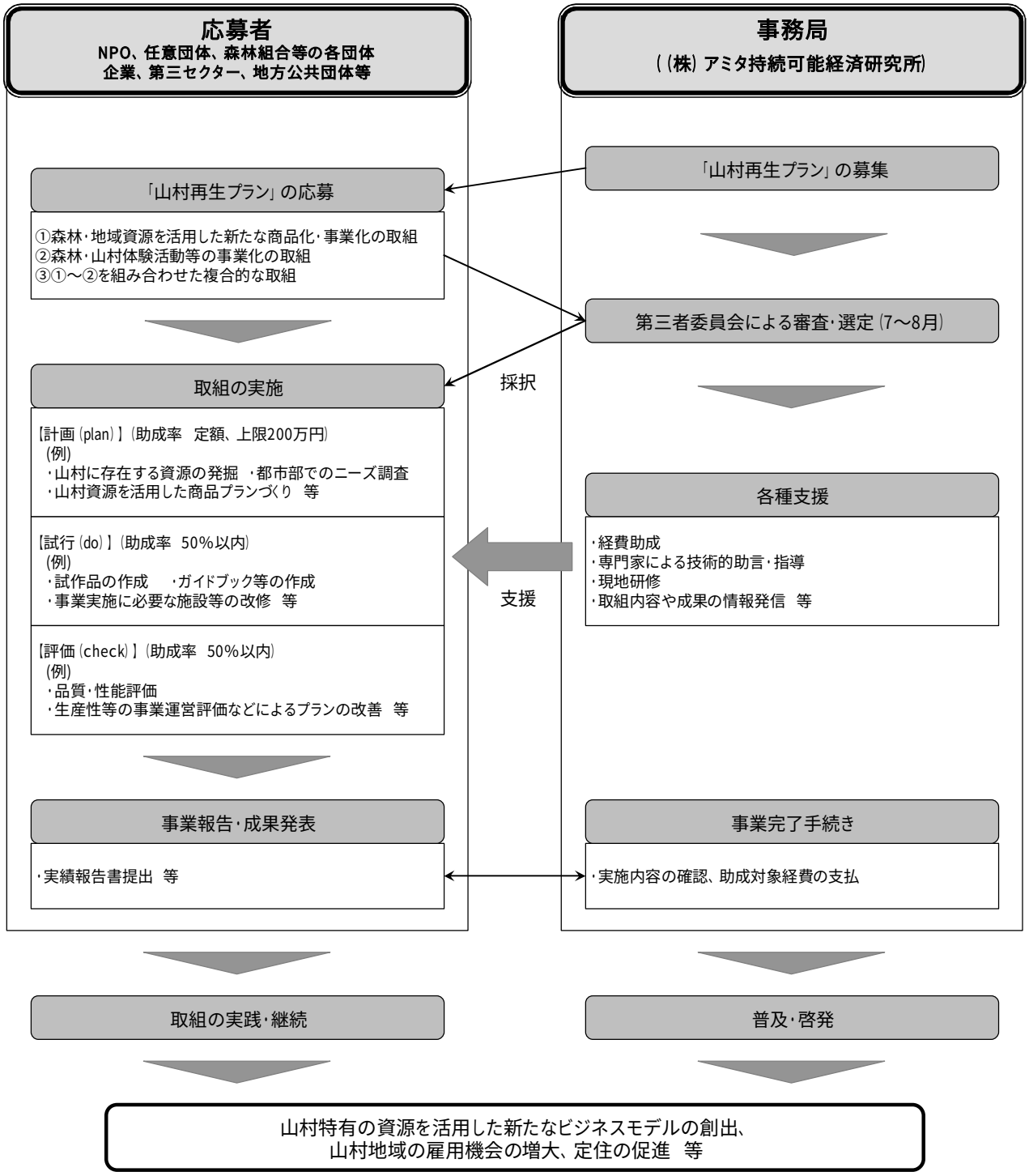

第 4　応募者の要件

山村再生に取り組む以下の団体等とします（※個人は除きます）。

NPO、任意団体、企業、第三セクター、森林組合・JA 等の協同組合、地方公共団体　等

※上記の要件を満たした団体であって、山村の資源を活用した新たな事業づくり（コミュニティビジネスも含む）を通じて、山村地域の活性化に寄与する取り組みを行おうとするものが対象となります。必ずしも取組の対象となる山村地域に居住している（事業所を設けている）必要はありません。

第 5　支援内容、支援を受けるための要件及び助成対象経費

1　支援内容

(1) 経費の助成

ア　**「計画」**の策定に必要な経費　**助成率　定額（200 万円以内）**

（助成対象経費の詳細は、別表 1、2 を参照）

イ　**「試行」**に必要な経費　**助成率 50%以内**

（助成対象経費の詳細は、別表 1、2 を参照）

ウ　**「評価」**に必要な経費　**助成率 50%以内**

（助成対象経費の詳細は、別表 1、2 を参照）

> ※ア～ウの助成については、1 事業当たりの助成額の下限額の規定は設けていませんが、事業効果等を考慮し、100 万円程度（「計画」のみの実施の場合は 50 万円程度）を想定しています。

(2) 専門家による技術的助言・指導

成果をより確実なものとするため、森林資源の活用等山村地域の活性化に関する技術やノウハウ等を有する専門家等を取組内容に応じて現地へ派遣します。費用負担はありません。なお、（1）の助成を受けた取組については、それぞれ 1 回以上は助言・指導等を受けるものとします。

(3) 現地研修

森林資源を始めとするビジネスモデルの創出及び事業化に向け、取組内容及び対象者のニーズを踏まえつつ、実践的な研修を複数回実施し、技術の共有・向上を図るとともに活動の中心となる人材を育成します。

(4) 取組内容や成果の情報発信

（株）アミタ持続可能経済研究所が運営する平成 22 年度山村再生総合対策事業（山村再生プロジェクト）の関連ホームページにて、取組の内容や成果等について掲載を行うほか、「山村再生セミナー（平成 23 年 2 月開催予定）」等で取組成果を発表いただく機会を設けます。

(5) 先進・優良活動事例の表彰

山村再生プランに選定された主体（過年度選定分を含む）を対象に、森林・山村資源を活用した事業づくりの先進・優良事例の募集・選定を行い、「山村再生セミナー（平成 23 年 2 月開催予定）」の場で表彰を行います。

2　支援を受けるための要件

平成 22 年度山村再生プラン選考委員会によって選考された取組（プラン）であって、以下の要件を満たすものは、予算の範囲内において上記 1 の支援を受けることができます。

① 関係する地方公共団体から事業実施に対する協力・了解が得られること※

② 具体的な成果を事業目標に設定していること

※申請時に地方公共団体からの協力・了解が得られていない場合でも応募できますが、事業着手時にはこの要件を満たしておく必要があります。地方公共団体をはじめ、様々な主体と協働・連携しながら、山村地域の活性化に貢献する取組を行おうとされる方々からの応募を求めています。

3　助成対象経費の範囲及び算定方法

別表 2 のとおりとします。

4　助成対象経費の支払い

原則として事業完了後の精算払いとしますが、四半期毎の概算払いも可能です。

第 6　取組の審査・選考

1　審査方法

（株）アミタ持続可能経済研究所が設置する有識者等による山村再生プラン選考委員会（以下「委員会」という）において審査し、支援対象となる取組（プラン）を選考します。

取組（プラン）選考は書面審査で実施します。委員会及び選考過程は非公開とします。

なお、審査・選考の過程を通じて、応募内容の見直し検討を要請する場合があるほか、必要に応じて申請者から事業内容の説明を受ける場合があります。

2　優先採択

次の取組（プラン）については、優先的な選定に配慮します。

① 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条に規定する「地域再生計画」に記載された取組

② 山村振興法に基づく振興山村の取組

③ 定住自立圏構想に参加する地方公共団体における取組

3　審査の視点

以下の視点から審査を行います。

審査項目	審査の視点
目的適合性	・　取組の内容が本事業の目的と適合しているか。取組を通じて何がしたいか明確か。
新規性 ・革新性	・　取組の着眼点はユニークか。従来のビジネスモデルと違う新しさがあるか。他の地域の参考と成り得るか。
市場性	・　対象とする市場に可能性があるか。 ・　商品・サービスや顧客像は明確になっているか。 ・　課金方法は具体的になっているか。実現性があるか。
社会性	・　取組を通じて、地域や社会にどのように貢献するかが明確になっているか。 ・　地元関係者（山村地域の関係者）や事業連携者等の共感が得られる内容であるか。また、協働を視野に入れた内容であるか。 ・　取組を通じて、事業実施者や地域の人づくりにも貢献できる内容であるか。
実現可能性	・　取組を行う上で必要な経営資源（人、モノ、資金、情報、技術、経験等）とその関係性が明確になっているか。 ・　取組を行う上で、戦略が十分に練られているか。また、核となる強みや特徴が明確になっているか。 ・　資金計画・収支計画は適切か。必要な経費を適切に見込んでいるか。 ・　取組の計画づくりや実践、評価に向けて、まず始めなければならないことやスケジュールが明確になっているか。 ・　取組の成果を適切に検証し、改善を行うような仕組みが構築されているか。
地元関係者の理解・協力	・　地元関係者（山村地域の関係者）の理解や協力が得られているか。また、関係する地方公共団体の協力は十分なものとなっているか。
課題認識	・　取組を行う上で想定されるリスクが洗い出されているか。想定されるリスクは、許容できる範囲内のものであるか。また、その対応方策を考えているか。

4　審査結果の通知

文書で通知します。また、選定がなされた取組（プラン）については、応募者名、事業実施場所、事業の概要の公表を予定しています。予めご承知おき下さい。

第７　取組の公募から選考、助成金交付、事業完了までの主な手続

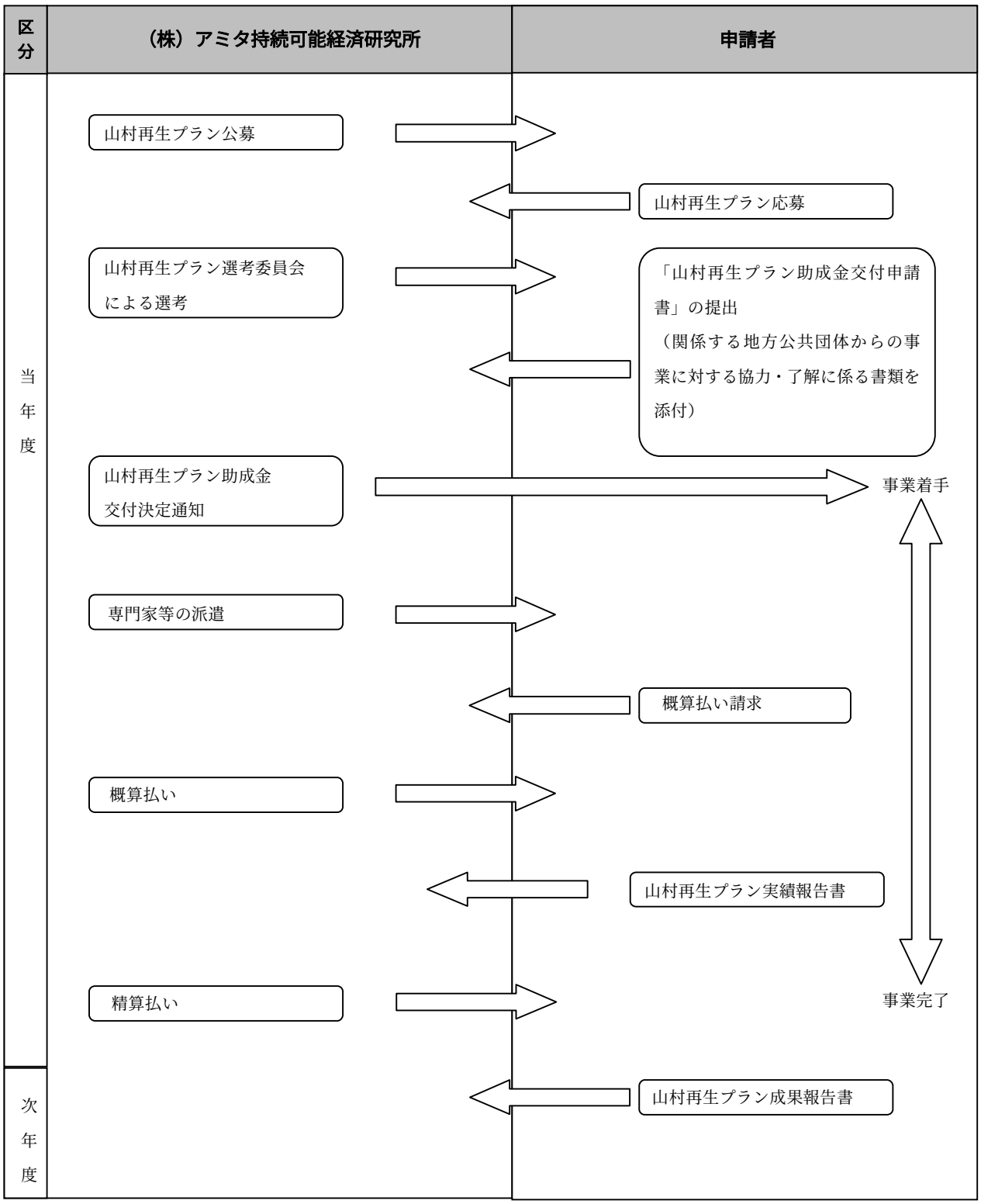

第 8　取組の実施期間

原則として平成 23 年 3 月 10 日（木）までとします。

第 9　支援の実施に関わる注意事項

（1）支援対象プランに選定され通知を受けた後に、助成金交付申請書を提出していただきます。

（2）支援期間中に選考委員会委員等による現地調査を行うことがあるほか、プランの取組状況について報告していただくことがあります。

（3）支援を受けた事業実施主体は、事業完了後に事業実績報告書を提出していただきます。また、その事業実績報告書に関係する会計書類等について、本事業の支援終了後 5 年間、保存していただきます。実績報告書の提出と併せて、取組についての質問に対する回答書の提出をお願いします。

（4）支援の実施を通じて発生する特許権、著作権等の知的財産権は、事業実施主体に帰属しますが、以下の条件を遵守していただくことが必要です。

①　第 2 の①に関する支援を受けた事業実施主体は、事業の実施に伴う工業所有権等の出願状況について、支援を開始した年度の最初の日から 5 年以内に本事業に基づく、工業所有権を出願若しくは取得した場合又はこれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合に、当該出願等を行った年度の終了後 30 日以内に、（株）アミタ持続可能経済研究所に報告すること。

②　（株）アミタ持続可能経済研究所が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、（株）アミタ持続可能経済研究所に対し当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。

③　当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に（株）アミタ持続可能経済研究所が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

（5）知的財産権の確立・維持等の費用は、全額事業実施主体の負担とします。

（6）支援を受けた事業実施主体は、本事業の支援終了後 5 年間、当該事業の活動状況ならびに事業成果について報告していただきます。

（7）事業の実施により、事業実施主体に一定割合以上の収益が生じた場合には、国の定める算式により得られた額の国庫納付が求められることがあります。

第 10　応募に必要な書類

（1）「平成 22 年度山村再生プラン応募申請書」に必要事項を記入の上、郵送で提出して下さい。様式はホームページから入手できます。提出部数は申請書に定めるとおりです。

（2）（1）の申請書以外に、必要に応じてプランの補足説明資料を添付して下さい。

（3）提出された応募書類は、プランの選考に関する審査以外には使用しません。なお、応募書類一式は返却いたしません。

第 11　募集期間

平成 22 年 6 月 1 日（火）から平成 22 年 7 月 2 日（金）17 時　まで（必着）

第 12　応募申請書の提出先、お問い合わせ

申請書等の提出先、及び事業内容や応募要領についてのお問い合わせは下記のとおりです。なお、提出方法は原則郵送とします。

（株）アミタ持続可能経済研究所　京都オフィス　山村再生プロジェクト担当
〒602-8024 京都市上京区大門町 253 番地
電　話：075-255-4526　　FAX：075-255-4527
※お問い合わせ対応時間：平日 9 時～17 時
E-mail： sanson_saisei@aise.jp
ホームページ： http://www.aise.jp/sanson_saisei/
※ホームページから募集要領や応募申請書を入手することができます。

募集要領－別表 1

本事業における助成対象経費は、以下のとおりです。

支援事項	助成率	助成対象経費	事業(支援)内容例
ア　計画 （plan）	定額	技術者給 賃金 謝金 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 委託料	・山村に存在する資源の発掘 ・地域情報の収集 ・都市部でのニーズ調査 ・山村資源を活用した商品プランづくり　等
イ　試行 （do）	50% 以内	技術者給 賃金 謝金 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 委託料 備品・資材機材購入費 改修等工事費	・試作品の作成 ・ガイドブック等の作成 ・事業実施に必要な施設等の改修 ・モニターの実施　等
ウ　評価 （check）	50% 以内	技術者給 賃金 謝金 旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 委託料	・品質・性能評価 ・生産性等の事業運営評価 ・プランの改善　等

注1)　「備品・資材機材購入費」は、活動に必要な看板設置や事業実施のために直接必要な備品・資機材等(椎茸用原木、鉈、鎌等)の購入費です。また、50万円以上の機械・機具等の購入費、施設建設費については、助成対象となりません。

注 2)　「改修等工事費」は、拠点施設の修繕、改修等工事及び案内板の設置等に必要な経費です。

募集要領－別表 2

助成対象経費の範囲

助成対象経費	範囲及び算定方法
1　技術者給	事業を実施するために追加的に必要となる業務（システムエンジニア、プログラマー、専門的知識・技術を要する調査等）について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額です。 また、日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額です。（算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まれません。）
2　賃金	事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、当該事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価です。 賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。
3　謝金	事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について、協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費です。 謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。 なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできません。
4　旅費	事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、検討会、指導、講師派遣、打合せ、普及啓発活動、委員会等の実施に必要な経費です。
5　需用費	事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、会議費、印刷製本費、光熱水費等の経費です。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の光熱水費その他の経費は含まれません。）
(1)消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費です。
(2)会議費	事業を実施するために必要となる会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費です。 なお、事業実施主体が出席した場合、事業実施主体は対象となりません。

(3)印刷製本費	事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費です。
(4)光熱水費	事業を実施するために必要となる電気、水道等の使用料を支払うために必要な経費です。
(5)普及宣伝費	事業を実施するために必要となる、マスメディアへの広告料の支払い等に必要な経費です。
6　役務費	事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、原稿料、通訳翻訳料、通信運搬費等です。
(1)通信運搬費	事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払等に必要な経費です。
(2)原稿料	事業を実施するために必要となる情報をとりまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費です。
7　委託料	当該事業の補助の目的である事業の一部分（例えば、性能試験、性能調査等事業の成果の一部を構成する試験・調査の実施、取りまとめ、情報機器保守管理等）を他の民間団体・企業に委託するために必要な経費です。
8　使用料及び賃借料	事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費です。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まれません。）
9　備品・資材機材購入費	事業を実施するために追加的に必要となる備品費、資材機材購入の経費です。
(1)備品費	事業を実施するために必要となる備品等の調達に必要な経費です。
(2)資材機材費	事業を実施するために必要となる資材機材等の調達に必要な経費です。
10　改修等工事費	事業を実施するために追加的に必要となる拠点施設の修繕、改修等工事及び案内板の設置等に必要な経費です。 ただし、 １補助事業当りの交付額は 250 万円を上限とします。